

平成 28 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール  
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広  
(コード番号：6064 東証マザーズ)  
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 菊 井 聡  
電 話 番 号 0 3 - 5 3 1 2 - 2 3 0 3

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 26 日に開催予定の第 12 回定時株主総会での承認を条件として、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の理由

監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的としております。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 2 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

つきましては、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第31条の一部を変更するものであります。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- ④ 経営資源の集中による効率化を目的として、当社の100%子会社である株式会社アンテナ（以下、「アンテナ」といいます。）を、平成28年3月1日を効力発生日として、吸収合併することに伴い、消滅会社となるアンテナの定款の目的事項の一部を、新たに当社の定款の目的事項に追加することをお願いするものであります。
- ⑤ その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- ⑥ 本議案にかかる定款変更は、第2条（目的）の変更を除き、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

## （2）変更の内容

現行	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>（商号）</p> <p>第1条 （条文省略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1） 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務</p> <p>（2） 収益事業の提案・導入・営業支援、集客支援、広告代理業務</p> <p>（3） 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務</p> <p>（4） コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託</p> <p>（5） 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託</p> <p>（6） 不動産の売買、保有、運営、管理業務</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（商号）</p> <p>第1条 （現行どおり）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1） 日常生活をサポートする商品およびサービスの開発、提供、情報配信業務</p> <p>（2） 収益事業の提案・導入・営業支援、集客支援、<u>広告代理業務および出版業</u></p> <p>（3） 建物および関連設備に関する保証およびメンテナンス業務、<u>清掃、保守管理</u></p> <p>（4） コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託</p> <p>（5） 不動産、住宅等の賃貸借に関する各種情報提供サービスおよび事務手続きの受託</p> <p>（6） 不動産の<u>開発、売買、仲介、販売代理、賃</u></p>

現行	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>貸、保有、運営、管理業務</p> <p><u>(7) オフィス、ビル、マンション、ホテル、スポーツ施設の経営、企画およびコンサルティング</u></p> <p><u>(8) 不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、管理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメントおよびこれらのコンサルティング、請負、受託</u></p> <p><u>(9) 不動産鑑定業および不動産に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(10) 不動産投資顧問業</u></p> <p><u>(11) 第二種金融商品取引業</u></p> <p><u>(12) 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画およびそれらの斡旋仲介業務</u></p> <p><u>(13) 店舗、事務所、住宅の増改築、内装リフォームおよびそれらに関するコンサルティング業</u></p> <p><u>(14) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</u></p> <p><u>(15) 有価証券・債権の保有、売買および仲介ならびに管理</u></p>
<p>(7) 物品売買業</p> <p>(8) 通信販売業</p> <p>(9) コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務</p> <p>(10) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務</p> <p>(11) 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ</p> <p>(12) 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ</p> <p>(13) 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ</p> <p>(14) 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務</p>	<p>(16) 物品売買業</p> <p>(17) 通信販売業</p> <p>(18) コンピューターシステムの企画、開発、販売および保守に関する業務</p> <p>(19) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務</p> <p>(20) 住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ</p> <p>(21) 前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律その他の法律により、住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ</p> <p>(22) 住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ</p> <p>(23) 人材育成および営業支援に関するコンサルティング業務</p>

現行	変更案
<p>(15) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業 (16) 出版および書籍雑誌等編集業務 (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(17) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(24) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業 (25) 出版および書籍雑誌等編集業務 (26) インターネットを利用した不動産情報の提供サービスおよびサイトの企画運営 (27) 経営コンサルティング業およびマーケティングリサーチ業 (28) イベント・研修会・講演会・セミナーの企画、開催および運営 (29) 飲食店、物販店、その他サービス施設の企画、運営、監理およびコンサルティング (30) 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p>
<p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数) 第7条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数) 第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第 9 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> 第 11 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 12 条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第 14 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第 16 条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第 17 条 (条文省略)</p> <p>(株主総会議事録) 第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第 16 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会議事録) 第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>

現行	変更案
<p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、6 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、6 名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急のため必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程) 第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席</p>	<p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席</p>

現行	変更案
<p>した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>した取締役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約) 第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p><u>(員数)</u> 第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u> 第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p><u>2 監査役を選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u> 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>



現行	変更案
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 36 条 監査役会はその決議をもって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u>  <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第 38 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者も含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	

現行	変更案
<p><u>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会はその決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 34 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名捺印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段</u></p>

現行	変更案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 43 条 剰余金の配当は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 12 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(目的の変更の効力発生日)</p> <p>第 2 条 本定款第 2 条 (目的) の変更は、当社と当社の 100%子会社である株式会社アンテナとの間の吸収合併の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとし、効力発生日を平成 28 年 3 月 1 日とする。なお、効力発生日の経過をもって、本条は削除する。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 2 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 2 月 26 日 (予定)

以上